

○駿河台大学学費納付規程

(目的)

第1条 この規程は、駿河台大学学則第46条の規定に基づき学費の納期、納付方法について必要な事項を定める。

(学費)

第2条 学費とは、入学金、授業料、施設費及び施設拡充費をいう。

(学費の不返還)

第3条 既に納付した学費は、理由の如何を問わず返還しない。

(学費の納付金額)

第4条 学費の納付金額は、学則別表第Ⅱに掲げるところによる。

(納付すべき学費)

第5条 新入学者及び第2年次生以降の者は、学則別表第Ⅱに掲げる学費を納付しなければならない。

(納付期日)

第6条 学費は、毎年4月末日までに納付しなければならない。

2 分割納付を希望する者は、2期に分割して納付することができる。この場合の納付期日は、第1期分を4月末日までとし、第2期分を9月末日までとする。

3 新入学者、編入学者及び転入学者の入学時の学費は、別に定める期日までに納付しなければならない。

(納付方法)

第7条 学費は、指定された銀行口座への振込によって納付しなければならない。

2 学費振込用紙は、納付期日約1か月前に学生本人又は保証人に送付する。

(分割納付の場合の納付金額)

第8条 第6条第2項の規定により学費を分割納付する場合の各期の納付金額は、授業料、施設費及び施設拡充費の2分の1とする。

(休学中の授業料)

第9条 休学中の授業料は、半額とする。

2 前項の授業料は、次の算式により算定した額とする。ただし、月の初日から休学を許可された場合は、休学当月から起算する。授業料全額 × 休学当月の翌月から復学当月の前月までの月数 / 12 × 1 / 2

3 既に納付した授業料のうちの減額相当分は、その後納付すべき授業料において調整する。

(退学者の学費)

第10条 退学する者は、退学する年度の学費を納付しなければならない。ただし、第2年次生以降の者が4月末日までに退学願を提出し、許可された場合は、学費を全額免除する。

(再入学者の学費)

第11条 再入学を許可された者は、許可された日から1週間以内に所定の学費を納付しなければならない。

(卒業とならなかった者の次年度授業料)

第11条の2 学則第40条に規定する卒業の認定に際して、卒業資格に必要な所定単位数の不足により卒業とならなかった者で、卒業に必要な所定単位数を12単位以内で満たすことができる者の次年度授業料は、本来納付すべき授業料の2分の1とする。

(学費未納者の除籍)

第12条 学費を定められた期日までに納付しない者には、督促状を送付する。

2 前項の督促状の送付後3週間以内に学費を納付しない者は、督促状の送付日をもって退学を命ずる。

(その他の納付金)

第13条 この規程に定める以外の納付金については、別に定めるところによる。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

平成元年3月20日一部改正。

平成2年4月1日一部改正。

この改正規程は、平成2年12月20日から施行し、平成2年9月1日から適用する。

平成4年3月12日一部改正。

平成5年4月1日一部改正。

平成6年4月1日一部改正。

平成15年4月1日一部改正。

平成19年4月1日一部改正。

平成22年6月1日一部改正。